

福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、自伐型林業大学校(以下「林業大学校」という。)に入学した受講生(以下「受講生」という。)に対し、受講生が負担する学費など受講生の生活に必要な費用の一部を補助することにより受講生の経済負担の軽減を図るとともに地域の活性化及び定住・定着を促進する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

(別表第1)

| | | |
|-----|-----------|--|
| (1) | 自伐型林業大学校 | 一般社団法人ふくい自伐型林業協会が主催する自伐型林業を学ぶ林業の職能機関のこと |
| (2) | 本人確認書類 | 下記の顔写真付きの身分証明書のうちの1点とする。 1. マイナンバーカード(個人番号カード) 2. 運転免許証(運転経歴証明書) 3. 住民基本台帳カード(顔写真付き) 4. パスポート 5. 在留カード、特別永住者証明書 6. 身体障害者手帳 7. その他、官公署が発行した免許証、身分証明書であって氏名及び生年月日が確認でき、本人の写真が改ざん防止処理されたもの ただし、これらの書類がない場合は、申請時に林業水産課に問い合わせして必要書類を確認すること。 |
| (3) | 林業大学校のコース | 自伐型林業基礎スタートアップコース 9日間 自伐型林業技能スキルアップコース 16日間 自伐型林業独立経営スキル習得コース 18日間 |

(事業主体)

第4条 事業主体は、次の各号をすべて満たす受講生とする。

- (1) 自伐型林業に取り組む意志があること。
- (2) 申請した林業大学校の全てコースの修了後 3 年以内に市内で就業または起業もしくは県産材の活用などの福井市の森林、林業に関わる取り組みを行うこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または、暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者でないこと。

(補助金の額)

第5条 予算の範囲内において第4条各号をすべて満たす受講生一人当たりに対し、林業大学校のコースごとに各号に定める額とする。

(別表第2)

| コース名 | 補助金の額 |
|-------------------|----------|
| 自伐型林業基礎スタートアップコース | 33,000 円 |
| 自伐型林業技能スキルアップコース | 55,000 円 |
| 自伐型林業独立経営スキル習得コース | 61,000 円 |

(期間)

第6条 補助する期間は、受講生が受講する林業大学校のコースごとの期間とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、林業大学校のコースごとに福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に本人確認書類の写しを添えて申請するものとする。ただし、林業大学校の複数のコースを受講する場合は、同一年度に受講するコースのみをまとめて申請することができるものとする。

2 複数年度に林業大学校の複数のコースを受講する場合は、年度ごとに申請するものとする。ただし、2年目以降の申請においては、当該年度以前に受講した以外のコースのみを申請ことができ、当該年度以前の交付決定の写しをもって本人確認書類の写しを省略することができるものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、規則第4条の規定により、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定する。補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定により福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を補助金の交付を申請した者に対して通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、林業大学校の受講コース(以下「補助事業」という。)の変更を必要とする場合は、市長に福井市自伐型林業大学校学費等支援事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第3号-1)をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、交付決定後の事情の変化により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前条の規定による承認の申請があった場合および前項の規定により、交付決定を取り消す場合は、速やかに福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号-1)を受講生に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに福井市自伐型林業大学校学費等支援事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 修了証明書

(2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、福井市自伐型

林業大学校学費等支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により福井市自伐型林業大学校学費等支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、同一年度に受講するコースのみをまとめて申請した場合は、コースごとで修了したコースの修了証明書を併せて提出することで補助金の交付を受けることができるものとする。

2 補助金の交付は、申請者の同意のもと提出された修了証明書をもって林業大学校の主催者に交付するものとする。ただし、申請者本人の疫病等やむを得ない事情によりすべて日程を受講できない場合において、申請者と主催者が協議し代替する受講日が確定した場合は交付するものとする。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、申請した林業大学校の全てコースの修了後3年以内に就業等状況報告(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、要綱第11条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。ただし、申請者本人の死去、疫病等やむを得ない事情により一時的に受講や就業を休止するなど市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 補助金の返還については福井市補助金等交付規則第16条に従い処理するものとする。

(関係図書の保存)

第17条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。